

令和5年度
大阪府企業立地促進条例に基づく
企業立地の状況等について

令和7年3月

大阪府

〔 商工労働部 中小企業支援室
ものづくり支援課 〕

はじめに

大阪府では、大都市圏の総合的な魅力に基づく企業立地の促進を図り、もって中小企業の振興をはじめとする地域経済の振興と府民生活の向上に資することを目的に、企業立地促進条例（平成19年3月16日大阪府条例第8号）を制定し、取り組みを進めています。

このたび、令和5年度における企業立地の状況及び府が講じた企業立地の促進に関する施策について、同条例第6条の規定によりその概要をとりまとめましたので公表します。

引き続き本条例に基づき、府内における企業の投資や外資系企業の誘致など、企業立地の促進に向けた適切な施策を講じてまいります。

目次

1 企業立地の状況等について

- (1) 令和5年度の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ※
- (2) 大阪府の工場立地の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 府が講じた企業立地の促進に関する施策について

- (1) 企業立地促進補助金（府内投資促進補助金）・・・・・・ 3
- (2) 企業立地促進補助金（外資系企業等進出促進補助金）・・・・ 5 ※
- (3) 産業集積促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 成長特区税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ※
- (5) 地方拠点強化税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ※
- (6) 地域未来投資促進法関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ※

<参考資料>

- 大阪府の産業集積促進地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 企業立地に係る各優遇制度の対象地域・・・・・・・・・・・・ 11 ※
- 地域未来投資促進法の基本計画策定状況・・・・・・・・・・・・ 12 ※

「※」のページについては、成長産業振興室国際ビジネス・スタートアップ支援課（旧 国際ビジネス・企業誘致課）と共同で資料更新を行っています。

1. 企業立地の状況等について

(1) 令和5年度の概況

企業立地の状況について、経済産業省が行った工場立地動向調査等によると、令和5年の大阪府における工場立地件数（※）は6件（前年10件）、工場立地敷地面積は約2ha（前年約4ha）であった。目立った大規模な用地取得等はなく、1件あたりの平均敷地面積は約0.3ha（前年約0.4ha）となった。

既存工業集積地の維持・発展に向け、ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進を図る「府内投資促進補助金」の交付決定件数は**12件**（前年度15件）となった。

具体的には、企業立地や産業集積の維持・促進を図る地域である「産業集積促進地域」における工場等への投資に対する補助が3件(前年度7件)、法人事業税相当額に対する補助が9件(前年度8件)であった。

府内における産業集積を税制面から促進する「産業集積促進税制」に係る対象不動産取得に関する確認結果通知書の交付件数は12件（前年度19件）となった。

成長特区に進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合に地方税を軽減する「成長特区税制」に係る成長産業事業計画について、未来医療国際拠点区域（中之島）で3件認定を行った。

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業者を支援する「地域未来投資促進法」に基づく支援について、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画については、大阪府による承認件数は4件であった。

※工場を建設する目的をもって、1,000㎡（0.1ha）以上の用地を取得した件数

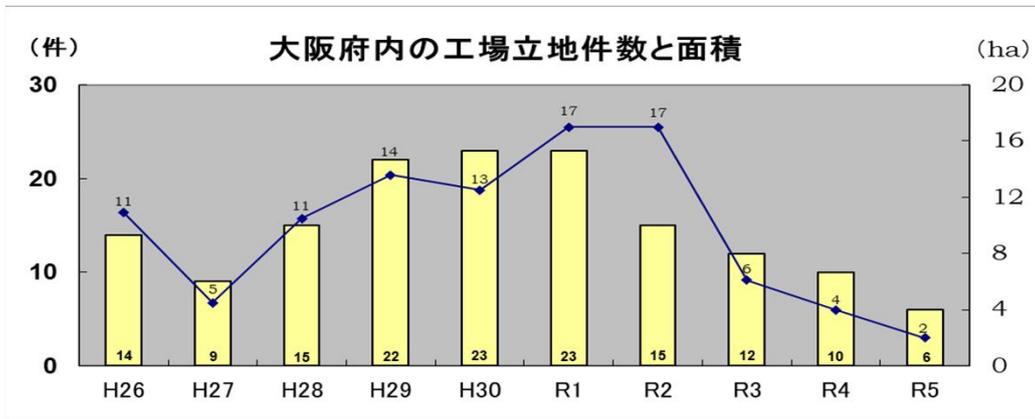
(2) 大阪府の工場立地の動向

経済産業省が毎年実施する工場立地動向調査等（※）によると、令和5年の大阪府における工場立地件数は6件（前年10件）、工場立地敷地面積は約2ha（前年約4ha）であった。

業種別工場立地は、「鉄鋼業」が2件、「食料品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「印刷・同関連業」、「金属製品製造業」が各1件であった。

地域別では、「泉州」が2件、「東大阪」が3件、「南河内」が1件の立地となった。

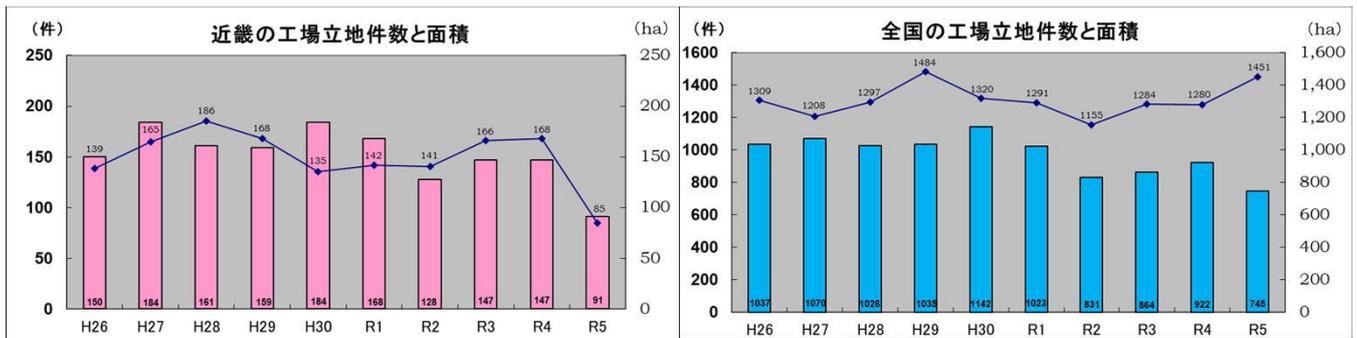
		令和3年(1~12月)			令和4年(1~12月)			令和5年(1~12月)		
		件数	増減数	増減率(%)	件数	増減数	増減率(%)	件数	増減数	増減率(%)
大阪府	件数	12	▲3	▲20	10	▲2	▲17	6	▲4	▲40
	面積(ha)	6	▲11	▲65	4	▲2	▲33	2	▲2	▲50



参考

・近畿、全国の工場立地動向

		令和3年(1~12月)			令和4年(1~12月)			令和5年(1~12月)		
		件数	増減数	増減率(%)	件数	増減数	増減率(%)	件数	増減数	増減率(%)
近畿	件数	147	+19	+15	147	±0	±0	91	▲56	▲38
	面積(ha)	166	+25	+18	168	+2	+1	85	▲83	▲49
全国	件数	864	+33	+4	922	+58	+7	745	▲177	▲19
	面積(ha)	1284	+129	+11	1280	▲4	±0	1451	+171	+13



※経済産業省が実施する工場立地動向調査（毎年1月1日～12月31日の暦年）により抜粋（令和6年6月7日時点）
 対象は、工場・研究所を建設する目的で、1,000㎡以上の用地を取得（借地を含む。）した製造業、電気業、ガス業・熱供給業の事業者等（ただし、上記の表は工場分のみであり、研究所分を含まない）
 近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県を指す。

2. 府が講じた企業立地の促進に関する施策について

(1) 企業立地促進補助金（府内投資促進補助金）

制度概要

既存工業集積地の維持・発展に向け、市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う企業に対し補助※1を行います。

対象者	工場又は研究開発施設※2の新築・増改築を行う中小企業	
対象施設	先端産業分野※3の研究開発施設	既存工業集積地の工場・研究開発施設
対象地域	研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村※4	産業集積促進地域（P10参照）
補助要件 及 補助率	-	
	【投資に対する補助】	
	企業規模	中小企業（製造業の場合、一部の業種を除き従業者300人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人）
	投資額※5	1億円以上
	雇用要件	府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用の総数が交付申請時の数を下回らないこと
	補助率	家屋・機械設備等の5%（府内に本店、工場又は研究開発施設を持つ企業は10%）
	限度額	3千万円
	申請時期	補助事業の契約日又は発注の日のうち最も早い日の前日まで
	【法人事業税に対する補助】補助対象者は上記投資に対する補助の交付を受けかつ下記要件を満たすもの	
	雇用要件	申請時に府内常用雇用10人以上、府内新規雇用5人以上確保すること
補助率	操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額の50%	
限度額	2千万円	
申請時期	操業を開始する事業年度の翌（々）年度末に係る法人事業税を納付した日から3ヶ月後の日まで	

※1 家屋の新築・増改築等を行うことが前提

※2 工場：日本標準産業分類に定める製造業に属する製造の用に供する事業所

研究開発施設：日本標準産業分類に定める製造業に属する研究開発の用に供する事業所

※3 先端産業分野：ライフサイエンス、新エネルギー等の分野のうち、先端的な事業と認めるもの

※4 研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村： 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、島本町

※5 投資額：家屋・機械設備等に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く金額）

実績（R5）

◎ 交付決定に関する実績 合計 12件 133,708千円

投資に対する補助

内訳：先端産業分野の研究開発施設	0件	0千円
既存工業集積地の工場・研究開発施設	3件	90,000千円

法人事業税に対する補助

内訳：先端産業分野の研究開発施設	0件	0千円
既存工業集積地の工場・研究開発施設	9件	43,708千円

・投資に対する補助の交付決定企業

交付決定企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
株式会社シキボウ堺	他に分類されない食料品製造業	堺市西区	1,365,000千円	30,000千円
ファインフーズ株式会社	その他の調味料製造業	堺市堺区	1,690,000千円	30,000千円
大化工業株式会社	プラスチックフィルム製造業	枚方市	690,000千円	30,000千円

・法人事業税に対する補助の交付決定企業

交付決定企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
株式会社ナテック	プラスチックカード製造業	堺市堺区	11,835千円	5,917千円
岸産業株式会社	防熱扉製造業	堺市堺区	1,579千円	789千円
株式会社ナカキン	軽合金鋳物・産業用機器・金型製造業	枚方市	15,270千円	7,635千円
株式会社菰下鋳断	鉄鋼鋳断業	岸和田市	4,444千円	2,222千円
豊栄鉄工株式会社	原動機部品製造業	八尾市	10,715千円	5,357千円
日興製綱株式会社	金属製品製造業	岸和田市	11,286千円	5,643千円
株式会社内藤工機	配管工事用附属製造業	岸和田市	2,549千円	1,274千円
日本スーパー工業株式会社	電子部品製造業	和泉市	19,018千円	9,509千円
株式会社西田機械工作所	工作機械製造業	岸和田市	10,724千円	5,362千円

実績 (R5)

◎ 交付 (執行) 実績

合計 21件 220,543千円

投資に対する補助

内訳：先端産業分野の研究開発施設
既存工業集積地の工場・研究開発施設

0件 0千円
12件 176,835千円

法人事業税に対する補助

内訳：先端産業分野の研究開発施設
既存工業集積地の工場・研究開発施設

0件 0千円
9件 43,708千円

・ 投資に対する補助の交付実績

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付額
株式会社オー・ピー・ジ	金属製品製造業	阪南市	238,354千円	11,835千円
ナカオ金属工業株式会社	金属加工・塗装業	和泉市	1,541,078千円	15,000千円
株式会社ダイニテック	機械金属部品等製造業	八尾市	1,155,470千円	15,000千円
サカエ株式会社	プラスチック製品製造業	東大阪市	400,651千円	15,000千円
株式会社ハタメタルワークス	伸銅品製造業	東大阪市	545,558千円	15,000千円
ヤマウチ株式会社	その他ゴム製品製造業	枚方市	566,681千円	15,000千円
株式会社アロイテクノロジー	ポンプ・同装置製造業	八尾市	468,680千円	15,000千円
ニューレジストン株式会社	工業用研削・研磨・切断砥石製造業	岬町	1,265,165千円	15,000千円
株式会社ハタノ製作所	機械器具製造業	和泉市	1,482,076千円	15,000千円
株式会社ハンズトレーディング	清涼飲料製造業	岸和田市	411,144千円	15,000千円
株式会社リプロ	廃プラスチック製品製造業	堺市西区	604,333千円	15,000千円
株式会社島川製作所	工業窯炉製造業	枚方市	517,291千円	15,000千円

・ 法人事業税に対する補助の交付実績

交付決定企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
株式会社ナテック	プラスチックカード製造業	堺市堺区	11,835千円	5,917千円
岸産業株式会社	防熱扉製造業	堺市堺区	1,579千円	789千円
株式会社ナカキン	軽合金鋳物・産業用機器・金型製造業	枚方市	15,270千円	7,635千円
株式会社菰下鋸断	鉄鋼鋸断業	岸和田市	4,444千円	2,222千円
豊栄鉄工株式会社	原動機部品製造業	八尾市	10,715千円	5,357千円
日興製綱株式会社	金属製品製造業	岸和田市	11,286千円	5,643千円
株式会社内藤工機	配管工事用附属製造業	岸和田市	2,549千円	1,274千円
日本スーパー工業株式会社	電子部品製造業	和泉市	19,018千円	9,509千円
株式会社西田機械工作所	工作機械製造業	岸和田市	10,724千円	5,362千円

参考

・投資に対する補助については、補助金交付額（上限30,000千円）を2か年に分割して交付している。

(2) 企業立地促進補助金（外資系企業等進出促進補助金）

制度概要

対日投資を促進し、大阪産業の高度化及び活性化を図るため、府内に本社機能を設置する外資系企業に対し、投資額等の一部を補助します。

対象者	本社機能を有する事業所※を大阪府内に設ける外資系企業等 (※調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを含む事業所)			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所床面積50㎡以上かつ常用雇用者等5人以上確保すること。 なお、府内で移転する場合は25人以上増加すること。(いずれの場合も、申請日の翌日から3年以内に達成すること) ●申請時期：補助対象事業の契約又は発注の日の前日まで 			
補助率 及び 補助金限度額	【家屋取得の場合】家屋・設備等の5%		【家屋賃借の場合】賃料等の1/3(24ヶ月間)	
	常用雇用者等の数	補助金限度額	常用雇用者等の数	補助金限度額
	5~24人	1,500万円	5~24人	1,000万円
	25~99人	3,000万円	25~99人	2,000万円
	100~199人	6,000万円	100~199人	4,000万円
	200人以上	1億円	200人以上	6,000万円

実績 (R5)

- ◎ 交付決定に関する実績：0件 0千円（前年度：2件、80,000千円）
- ◎ 交付（執行）実績 0千円（前年度：1件、10,000千円）

参考

別途、大阪府では、大阪市・大阪商工会議所と連携し、平成13年4月に共同で設立した大阪外企業誘致センター（O-BIC）の運営を通じて、大阪への進出を希望する外国企業等へのワンストップサービスを展開。

【O-BIC 令和5年度実績】

<誘致活動>

新規誘致件数：34件（前年度23件）

内訳

- (国・地域別) 中国13件、韓国11件、台湾2件、米国2件、アラブ首長国連邦2件、シンガポール、モンゴル、英国、ドイツ各1件
- (産業別) サービス13件、卸売・小売(輸出)10件、卸売・小売(輸入)6件、運輸2件、製造1件、金融・保険1件、情報・通信1件

代表例

- ・脳波制御式の義肢・義眼の開発・製造会社、大阪万博をはじめとするイベント支援会社 など

相談件数：192件（前年度：151件）

<外資系企業進出支援事業（※）>

利用件数：11件（前年11件）

※府内進出時の登記関連経費の負担軽減制度（1利用者当たりの上限額：10万円）

<プロモーション活動>

国内外の70以上のイベントに参加し、大阪・関西の投資環境の魅力やO-BICのサービスを紹介

<既進出外資系企業の定着支援>

- ・進出企業と日本企業とのビジネスマッチングを行うなどの事業展開支援
- ・仕事のための実践日本語教室の開催

(3) 産業集積促進税制

制度概要	
府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋の取得に係る不動産取得税を軽減します。	
対象地域	産業集積促進地域（P10参照）
対象不動産	<p>各産業集積促進地域の指定公示日から令和6年3月31日まで（地域の変更又は指定解除があった場合はその公示日まで）の対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所、倉庫の家屋※¹又はその敷地である土地※²</p> <p>※1 対象家屋：家屋は、自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所、倉庫の用に供するものに限る。なお、住宅を除く。</p> <p>①家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。</p> <p>②建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したのものに限る。</p> <p>③倉庫は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。</p> <p>※2 対象土地：土地は、対象期間中に取得し、かつ、その取得から1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。</p> <p>①当該土地を敷地とする対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合</p> <p>②対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合</p>
対象者	中小企業者（資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人をいいます。）で、自己の事業※の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方 ※事業には、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。
軽減額	対象不動産の取得に係る不動産取得税2分の1に相当する金額（上限：2億円）

実績（R5）

【産業集積促進地域：18市町83地区（令和5年度末時点）】

- ◎豊中市原田中地区を令和5年5月26日付で拡大指定
- ◎豊中市服部西町・服部寿町地区を令和5年5月26日付で追加指定
- ◎岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区を令和5年7月14日付で拡大指定
- ◎田尻町りんくうタウン中・北地区を令和5年5月26日付で指定解除

【産業集積促進地域内における対象不動産の取得に関する確認結果通知書の交付件数】

- ◎12件：土地及び家屋6件、家屋のみ6件（前年度19件：土地及び家屋11件、家屋のみ8件）

立地した市町村	立地した産業集積促進地域	件数
岸和田市	岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区	1
豊中市	豊中市庄内南工業地域地区	1
八尾市	八尾市八尾空港周辺工業地域	3
大東市	大東市西部工業地域地区	1
和泉市	トリヴェール和泉西部ブロック地区	2
東大阪市	東大阪市西岩田工業地域地区	1
	東大阪市高井田工業地域地区	2
阪南市	阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区	1
	合計	12

参考

- ・大阪府内の産業集積促進地域については、P10を参照

(4) 成長特区税制

制度概要

事業計画は、事業を開始する前に府に提出して、審査会の審査を経て知事が認定します。府外から成長特区に新たに進出の場合、大阪府税を最大ゼロに軽減します。府内から移転の場合、従業員数の増加割合に応じて軽減します。

対象地域	夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、関西国際空港地区、北大阪健康医療都市（健都）区域、未来医療国際拠点区域		
共通要件	●事業計画認定後、3年以内に成長産業事業を開始（取得・共用）していること ●府税の滞納等がないこと		
対象事業	新エネルギー、ライフサイエンス等の事業		
対象税目	法人府民税、法人事業税、不動産取得税		
税目別件	●法人府民税・法人事業税の軽減措置 府内における常用雇用者*の増加（計画認定前年度と比較）		
	区分	人数	
	資本金1億円以下の企業、中小企業基本法上の中小企業、会社法上の会社以外の法人 資本金1億円超～	0人以上（減少していないこと） 5人以上（規模に応じて人数が異なる）	
軽減割合	●不動産取得税の軽減措置 事業計画申請後に取得した土地・家屋で、認定後3年以内に供用開始し、その後1年間成長産業事業に供用したことが確認できること		
	毎年度実績報告書を提出し、軽減割合を決定（最大100%） ●法人府民税・法人事業税は、従業員数の増加割合に応じて軽減 ※府外から成長特区に新たに進出の場合 5年間ゼロ+5年間1/2 ●不動産取得税は、成長産業事業に供用している割合に応じて軽減 ※対象用不動産にかかる取得税ゼロ		

*常用雇用者：雇用保険の被保険者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者

実績 (R5)

◎成長特区税制の事業計画に係る新規認定件数：3件（前年度0件）

参考

- ・対象事業者の認定要件
 - 対象事業は規則で定められた「新エネルギー」や「ライフサイエンス」の事業、両分野を支援する事業としている。
 - 各企業が作成した「成長産業事業計画」について、専門家による審査会の意見を聞いたうえで、知事が認定。
- ・本制度を適用した場合の実効税率
 - 日本の実効税率は**29.74%**であるが、国家戦略特区における課税の特例（所得控除）の適用を受け、府の成長特区税制及び軽減税制を行っている市町村の課税の特例の適用を受けた場合、最大で約**22%**まで軽減される。

・事業計画の認定を受け、継続中の事業者一覧

認定年度	事業者名	特区エリア	事業分野
H25	アース環境サービス株式会社	北大阪	ライフ
H26	一般財団法人阪大微生物病研究所	北大阪	ライフ
H28	富山産業株式会社	夢洲・咲洲	ライフ
H30	浜理薬品工業株式会社	夢洲・咲洲	ライフ
R1	KAGAMI株式会社	北大阪	ライフ
R2	JR西日本不動産開発株式会社	健都	ライフ
R2	京都リサーチパーク株式会社	健都	ライフ
R2	エア・ウォーター株式会社	健都	ライフ
R3	美津濃株式会社	夢洲・咲洲	ライフ
R3	大塚製薬株式会社	北大阪	ライフ
R5	日本生命保険相互会社	中之島	ライフ
R5	京阪ホールディングス株式会社	中之島	ライフ
R5	関電不動産開発株式会社	中之島	ライフ

(5) 地方拠点強化税制

制度概要

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、事業者が東京23区から本社機能を地方に移転する場合（移転型事業）、既に地方に立地する事業者が、本社機能を拡充する場合（拡充型事業）に国が法人税等を軽減します。

対象	本社機能(事務所、研究所、研修所)を移転拡充する企業
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ●地域再生計画に記載された地方活力向上地域等※1において、特定業務施設※2の整備※3が行われること ●特定業務施設において従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加すること等
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ●取得した建物の資産に係る法人税等の特別償却または税額控除のいずれかの適用 ●本社機能において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用 ●中小企業基盤整備機構の債務保証

- ※1 地方活力向上地域等：大阪府全域における対象地域（ただし、拡充型事業については大阪市全域、堺市、守口市及び東大阪市の一部が対象外）
 ※2 特定業務施設：事務所（「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「情報サービス事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有するもの）、研究所（研究開発において重要な役割を担うもの）、研修所（人材育成において重要な役割を担うもの）
 ※3 特定業務施設の「整備」：本社機能の新増設、賃借、用途変更によるものを指す
 ※4 新増設の場合は建物の着工前、賃借の場合は賃貸借契約締結前までに府から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることが必要

実績 (R5)

◎認定地域再生計画に適合する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数：1件

参考

- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)により措置。
- ・大阪府においては、内閣総理大臣から地域再生法に基づく「地域再生計画〔大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト〕※」の認定を受けた（H27.10.2認定、H28.3.15変更認定、H30.6.21変更認定、R2.3.31変更認定、R3.11.25変更認定、R4.3.31変更認定、R6.3.29変更認定）

※地域再生計画〔大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト〕
 【目的】企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出等を図る。
 【区域】府内全市町村（ただし、拡充型事業について、大阪市の全域、堺市、守口市及び東大阪市の各一部地域は対象外）

・特例措置について

	拡充型	移転型
オフィス減税	取得額に対し 特別償却15%又は税額控除4%	取得額に対し 特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	雇用者増加数1人当たり 最大30万円を税額控除	雇用者増加数1人当たり 最大90万円を税額控除 <最大50万円+上乗せ分40万円(30万円)>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構による債務保証 ・政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度 ・地方税の課税免除又は不均一課税（※） 	

※府内では千早赤阪村のみ実施

大阪府の指定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に従って特定業務施設を整備した場合、その施設の用に供する土地、建物及び償却資産に対して課税される固定資産税の税率を3年間に限り軽減

(6) 地域未来投資促進法関係

制度概要

地域未来投資促進法では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を国が集中的に支援します。

- 地域未来投資促進法に基づく支援を受けるためには、市町村及び都道府県が策定した基本計画に定められた区域において、事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、大阪府知事の承認を得ることが必要です。

- 【承認要件】 ① 地域特性を活用すること ② 高い付加価値を創出すること
③ 売上や雇用者数の増加等の経済的効果が見込まれること

※ 基本計画ごとに承認要件は異なります。

【具体的な支援施策】

※ 事業者に対するもの（一部抜粋）

● 予算による支援

（地域中核企業・中小企業等連携支援事業）

研究開発から設備投資、販路開拓等までの一体的な支援等

● 税制による支援（課税の特例）

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置等

● 金融による支援（資金供給の円滑化）

地域経済牽引事業のために必要な設備資金・運転資金についての中小企業・小規模事業者に対する日本政策金融公庫による融資制度

※ 上記に加え、基本計画策定自治体を通じた間接的支援など

【基本計画策定の市町村】

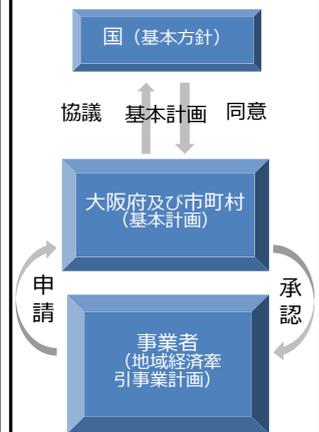
（令和6年3月22日時点）

- | | |
|----------|-------|
| ○大阪市 | ○八尾市 |
| ○吹田市・摂津市 | ○吹田市 |
| ○堺市 | ○泉大津市 |
| ○柏原市 | ○東大阪市 |
| ○守口市 | ○岸和田市 |
| ○高槻市 | ○寝屋川市 |
| ○門真市 | ○忠岡町 |
| ○枚方市 | ○和泉市 |
| ○岬町 | ○茨木市 |
| ○羽曳野市 | ○箕面市 |
| ○太子町 | ○貝塚市 |

【計画期間】 原則5年

【対象分野】 基本計画ごとに異なる

【手続きの流れ】



※ 事業計画の申請・承認手続は事業者と大阪府間で行う

実績（R5）

◎ 基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数：4件

事業者名	基本計画	承認年月日
株式会社シキボウ堺	堺市基本計画	令和5年9月1日
株式会社駒井ハルテック	大阪市基本計画	令和5年10月12日
アベル株式会社	八尾市基本計画	令和6年3月22日
有限会社五感	吹田市基本計画	令和6年3月27日

参考

・大阪府の各市町村における基本計画等の策定状況については、P 12を参照

大阪府の産業集積促進地域（令和5年7月14日現在）

堺市	○堺市臨海部工業専用地域等地区 【指定公示日：平成19年10月2日、平成25年5月9日】
	○堺市大和川南岸工業地域地区 ○堺市遠里小野工業地域地区 ○堺市大仙西町工業地域地区 ○堺市石津北町工業地域地区 ○堺市中区工業地域地区 ○堺市毛穴工業地域地区 ○堺市東区・北区工業地域地区 ○堺市西区工業地域地区 ○堺市鳳南町工業地域地区 ○堺市西区南部工業地域地区 ○堺市美原区工業地域地区 ○堺市美原区木材団地工業専用地域地区 【指定公示日：平成24年6月22日】
岸和田市	○堺市美原区大饗・菩提工業地域地区 【指定公示日：平成30年7月25日】
	○岸和田市磯上工業地域地区 ○岸和田市木材コンビナート地区 ○岸和田市鉄工団地地区 ○岸和田市岸和田漁港地区 ○岸和田市地蔵浜工業専用地域地区 【指定公示日：平成21年4月1日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド地区 【指定公示日：平成25年4月12日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区 【指定公示日：平成25年8月16日、令和5年7月14日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区 【指定公示日：平成27年10月30日、平成30年7月25日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド都市機能用地地区 【指定公示日：令和元年5月16日】 ○岸和田市岸和田丘陵地区 【指定公示日：平成27年3月6日】
豊中市	○豊中市豊南町工業地域地区 ○豊中市庄内南工業地域地区 ○豊中市島江・庄内宝町工業地域地区 ○豊中市二葉・大島町工業地域地区 ○豊中市神崎川南工業地域地区 【指定公示日：平成20年8月1日】
	○豊中市原田中地区 【指定公示日：令和4年7月29日、令和5年5月26日】
	○豊中市服部西町・服部寿町地区 【指定公示日：令和5年5月26日】
	○吹田市芳野町工業地域地区 ○吹田市江の木町工業地域地区 ○吹田市南吹田工業地域地区 ○吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区 【指定公示日：平成25年9月19日】
吹田市	○吹田市芳野町工業地域地区 ○吹田市江の木町工業地域地区 ○吹田市南吹田工業地域地区 ○吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区 【指定公示日：平成25年9月19日】
	○吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区 【指定公示日：平成25年9月19日】
泉大津市	○堺市北港助松埠頭総合物流情報センター等地区 ○泉大津旧港地区 ○堺市北港汐見沖地区 【指定公示日：平成26年5月9日】
	○堺市北港汐見沖地区 【指定公示日：平成26年5月9日】
高槻市	○高槻市宮田町一丁目工業地域地区 ○高槻市幸町・朝日町工業地域地区 ○高槻市桜町・明田町工業地域地区 ○高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区 【指定公示日：平成21年4月1日】
	○高槻市桜町・明田町工業地域地区 ○高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区 【指定公示日：平成21年4月1日】
貝塚市	○貝塚市二色南町地区 ○貝塚市新貝塚埠頭地区 【指定公示日：平成25年4月24日】
	○貝塚市新貝塚埠頭地区 【指定公示日：平成25年4月24日】
枚方市	○枚方市枚方企業団地地区 ○枚方市大阪紳士服団地地区 ○枚方市中部工業地域地区 ○枚方市堂山東工業地域地区 ○枚方市中南部工業専用地域地区 ○枚方市中南部工業地域地区 ○枚方市出口・中振工業地域地区 【指定公示日：平成20年1月7日】
	○枚方市津田サイエンスヒルズ地区 【指定公示日：平成20年5月1日、平成28年9月14日】
	○枚方市茄子作南・茄子作高田地区 【指定公示日：令和2年3月26日】
	○枚方市茄子作南・茄子作高田地区 【指定公示日：令和2年3月26日】
八尾市	○八尾市竜華地区周辺工業専用等地域 ○八尾市竜華地区周辺工業地域 ○八尾市八尾空港周辺工業地域 ○八尾市上尾町地区周辺工業地域 ○八尾市渋川町2丁目工業地域 ○八尾市二俣工業地域 ○八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域 【指定公示日：平成19年10月2日】
	○八尾市竜華地区周辺工業専用等地域 ○八尾市竜華地区周辺工業地域 ○八尾市八尾空港周辺工業地域 ○八尾市上尾町地区周辺工業地域 ○八尾市渋川町2丁目工業地域 ○八尾市二俣工業地域 ○八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域 【指定公示日：平成19年10月2日】
	○八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域 【指定公示日：平成19年10月2日】
河内長野市	○河内長野工業団地地区 ○河内長野市木戸西町工業地域地区 ○河内長野市楠町東工業地域地区 ○河内長野市菊水町・向野町工業地域地区 【指定公示日：平成29年7月25日】
	○河内長野市菊水町・向野町工業地域地区 【指定公示日：平成29年7月25日】
大東市	○大東市西部工業地域地区 【指定公示日：平成22年4月1日】
	○大東市西部工業地域地区 【指定公示日：平成22年4月1日】
和泉市	○テクノステージ和泉工業地域地区 ○トリヴェール和泉西部ブロック地区 【指定公示日：平成25年9月30日】
	○テクノステージ和泉工業地域地区 ○トリヴェール和泉西部ブロック地区 【指定公示日：平成25年9月30日】
高石市	○高石市臨海部工業専用地域等地区 【指定公示日：平成19年10月2日、平成21年7月1日】
	○高石市臨海部工業専用地域等地区 【指定公示日：平成19年10月2日、平成21年7月1日】
東大阪市	○東大阪市新町・宝町工業地域地区 ○東大阪市加納工業専用地域地区 ○東大阪市加納工業地域地区 ○東大阪市水走・川田工業地域地区 ○東大阪市岩田工業地域地区 ○東大阪市稲田新町工業地域地区 ○東大阪市柏田西工業地域地区 【指定公示日：平成19年11月22日】
	○東大阪市西岩田工業地域地区 ○東大阪市高井田工業地域地区 【指定公示日：平成19年11月22日、平成28年10月14日】
	○東大阪市西岩田工業地域地区 ○東大阪市高井田工業地域地区 【指定公示日：平成19年11月22日、平成28年10月14日】
	○東大阪市西岩田工業地域地区 ○東大阪市高井田工業地域地区 【指定公示日：平成19年11月22日、平成28年10月14日】
泉南市	○泉南市りんくうタウン南地区 【指定公示日：平成25年4月12日、平成29年9月29日】
	○泉南市りんくうタウン南地区 【指定公示日：平成25年4月12日、平成29年9月29日】
交野市	○交野市幾野工業地域地区 ○交野市星田北地域地区 【指定公示日：令和2年12月3日】
	○交野市幾野工業地域地区 ○交野市星田北地域地区 【指定公示日：令和2年12月3日】
阪南市	○阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区 【指定公示日：平成25年4月19日】
	○阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区 【指定公示日：平成25年4月19日】
岬町	○岬町多奈川臨海地区 【指定公示日：平成25年4月12日、令和2年12月3日】
	○岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区 【指定公示日：平成25年4月12日】

＜参考資料＞ 地域未来投資促進法の基本計画策定状況

(令和6年3月22日現在)

22市町

